

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 5 月 16 日

株 主 各 位

群馬県前橋市大友町一丁目 5 番地 1
株式会社コシダカホールディングス
代表取締役社長 腰高 博

当社は、平成 30 年 4 月 10 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 4 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 30 年 5 月 31 日（木）と定めましたので公告いたします。

以上